

24年衆議院選挙（小選挙区制）の欠点

（選挙で投票した国民の1／3が死票となる、小選挙区制）

24年12月の衆議院選挙の小選挙区では、投票した人の3分の1以上が死票となり、投票した国民の1／3以上の国会での議決権（代議士の）が消滅しました。

投票した国民の1／3以上の得票が、国会での議決権がゼロとなる選挙制度は国会議員（立法議員）を選ぶ選挙制度ではありません。

行政のリーダーである知事とか、市長選挙で49%の死票がでるのは当然ですが、立法に携わる国会議員選挙で35%の死票を作れば真の民主主義国家とは言えません。

「例えば、選挙で得票率35%により国民が意思表示したときは、35%の国会での議決権を有するシステムが正しい選挙制度（立法）と考えます。」

立法と行政の分立、つまり、三権分立が民主主義の基本です。

24年衆議院選挙の小選挙区での「政党得票率」と「政党獲得議席率」を見てみると、投票率が戦後最低となることが理解できます。

【小選挙区】の

第1党 「政党得票率 43.01%—政党獲得議席率 79%」

第2党 「22.81%—9%」

第3党以下 「11.64%—4.66%」

「7.87%—0%」

「5.01%—0.66%」

「4.70%—1.33%」

「1.48%—3%」などです。

（24年12月17日 某新聞参照）

つまり、第2党以下の「政党得票率53.51%」で

「政党獲得議席率18.65%」となり、

投票した国民の34.86%が死票となり、国会での発言権と議決権が0となります。

選挙で投票して権利を行使した国民の1／3以上が、投票しない人と同じと

なる選挙制度では、投票率が下がるのも当然です。

小選挙区の欠点は、第1党は43%の政党得票率で約80%の国会議決権を行使でき、第2党は23%の政党得票率で9%の議決権しか行使出来ないことです。

小選挙区制は、2大政党制の選挙システムではなく、一党政党制を基本とする選挙システムであることが、衆議院選挙の政党別得票率と政党別獲得議席率（政党別当選者数）の比較分析により証明されました。

日本は複数政党制による民主主義国家であり、国会がその主旨に則り選挙制度改革を行い、国民の政治意識を高め、投票率が上がることを期待したいです。

国民主権と民主主義の確立のため、まず、参議院は全て比例代表制として、選挙区は日本全国区にして、投票は個人名と政党名の併記とすれば、個人を選ぶ選挙制度を基本に、政党議決権率も国民の意思を正しく国会に伝えることが可能になります。

この日本全国区比例代表システムであれば、一票の格差も解消されます。或いは、大選挙区制の比例代表制も、地方分権を考えるのであればいいかもしれません。

投票のとき、政党名のみ記入による無効票を作らない方法として、選挙の投票所の各選挙ボックスに貼られている候補者名と政党名の最上段に、

「政党名のみ記入は無効ですと大きく太字で書けば」足りると思います。

しかし、選挙制度改革が整うまでは、野党連合、仮称「民主的選挙制度制定党」とか「地方分権党」として大連合を作ることも必要です。

政党が選挙のために合併しなくてはならない制度（小選挙区制）では、日本の勇敢な政治家の堂々とした政治論議が聞けなくなり、国会が合併と根回しの上手な政治家の集団となるのは残念です。 (2013.1.25)